

災害廃棄物対策室

1. 近年の自然災害における災害廃棄物対策

令和6年能登半島地震をはじめ、近年は毎年のように全国各地で数多くの自然災害が発生しており、多くの自治体から片付けごみ等の収集運搬及び処理等を御支援いただき、感謝申し上げます。今後も大規模な災害が発生した際には、御協力をお願いしたい。

環境省では、災害廃棄物について、平成27年の廃棄物処理法等の改正により、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目なく災害廃棄物対策を実施・強化するための法整備を行い、自治体における災害廃棄物処理計画の策定等の平時の備えを進めるとともに、毎年発生する災害時における災害廃棄物処理支援を実施してきた。平成27年の廃棄物処理法等の改正以降、令和6年能登半島地震をはじめとした特定非常災害に該当する大規模災害（地震、集中豪雨）が複数発生したこと、南海トラフ地震等の巨大災害への備えに対する関心が高まっていること等を踏まえ、災害廃棄物対策推進検討会において、現行制度や最近の災害廃棄物対応に関する点検・検証等を実施し、今後の大規模災害等に備えた更なる対策の方向性と取組事項について、令和7年3月に「今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性」をとりまとめた。

このとりまとめのうち、制度的対応が必要な事項については中央環境審議会循環型社会部会に設置された廃棄物処理制度小委員会において審議され、令和8年4月7日に中央環境審議会会長から環境大臣に対して「今後の廃棄物処理制度のあり方について」が意見具申された。これを受けて、自治体の計画策定・協定締結等の「平時の備えの強化」と特例措置の拡充等による「発災時の円滑かつ迅速な処理」を実現すべく、令和8年特別国会に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案」を提出し、本年6月12日に成立、同月19日に公布されたところである。災害廃棄物関連制度については、公布後3か月以内の施行に向けて、運用面の検討など準備を進めている。

<参考資料>

- ・今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee2.html>

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律

https://www.env.go.jp/press/press_04100.html

※閣議決定時の法律案からの修正なし

- ・過去の災害における対応状況等

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/archive/

(1) 令和6年能登半島地震及び令和6年9月20日からの大雨

令和6年1月1日16時10分に石川県能登地方の深さ約15kmでマグニチュード(M)7.6の地震が発生した。この地震により石川県輪島市や志賀町で最大震度7を観測したほか、能登地方の広い範囲で震度6強や6弱の揺れを観測し、被害を伴った。石川県能登町や珠洲市で4m以上の津波の浸水高や、新潟県上越市で5m以上の遡上高を観測した。この地震では、石川県、新潟県、富山県を中心に20万棟を超える甚大な家屋等の被害が発生した。

また、同年9月20日頃から前線が日本海から東北地方付近に停滞し、石川県では21日午前中に線状降水帯が発生した。石川県の多いところでは20日から22日までの総降水量が500ミリを超え、9月1か月間の平年の降水量の2倍を上回るなど、北陸地方や東北地方の日本海側では記録的な大雨となった。特に、石川県珠洲市・輪島市については、令和6年能登半島地震からの復旧・復興の中、大雨により重ねて被害を受けることとなった。

これらの災害により、被害の最も大きかった石川県では公費解体加速化プラン（令和7年7月改定）を策定し、海上輸送も含む県内及び北陸ブロック内での処理のほか、中部・近畿ブロックへの道路輸送や関東ブロックへの鉄道輸送による災害廃棄物の広域処理を実施してきた。この結果、公費解体については、大規模建物などの別管理建物を除き、昨年12月末で完了し、災害廃棄物処理については、当初目標より1か月早く本年2月末に完了した。解体完了棟数は令和8年6月末時点で累計約43,600棟、災害廃棄物処理量は令和8年5月末時点で累計約370万トン（暫定値）となっている。

環境省では本災害によって生じた災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理のため、1月2日から職員のべ7,833名・日を被災現地に派遣し、現場の状況確認、仮置場の適切な運用や災害廃棄物処理に関する助言等を実施した。

さらに、被害の大きい石川県七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町の6市町を中心に、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会の「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動計画」等の枠組みで、中部ブロック内に加え、全国の各ブロックから自治体職員のべ4,891名・日を派遣し、公費解体の申請受付等の支援を実施した。また、災害廃棄物処理支援員制度（以下、「人材バンク」という。）の支援員91名、補佐職員78名を派遣し、災害廃棄物処理に関する助言を実施した。加えて、災害廃棄物処理支援ネットワーク（以下「D.Waste-Net」という。）を活用し、収集運搬車両85台による支援、技術専門家のべ1,173名・日による技術支援等を実施した。

今回の災害では、各地で家屋等到大規模な被害が生じ、これに伴い、損壊した家屋等の大量の解体が見込まれることから、家屋解体の事務手続を行う際の参考となるよう「公費解体・撤去マニュアル」や「自費解体（解体費用の立替えと払戻し）」等を策定した。また、今年3月には、今回の災害で得られた教訓を踏まえ、発災時に市町村が実施すべき事務の進め方等の具体的な整理や公費解体・撤去に関する要綱・申請書類の様式を追加した「公費解

体・撤去マニュアル（第6版）」を公表した。合わせて、今年7月には、自費解体・撤去に関する要綱・申請書類の様式等を追加した「自費解体・撤去（解体費用の立替えと払戻し）の手引き（第2版）」も公表した。各都道府県及び各市町村におかれては、本マニュアルや被災自治体における対応を参考として、申請様式や公費解体業務の要綱等の事前整備など、事前の備えの充実を図ることが望ましい。

<参考資料>

- ・公費解体・撤去マニュアル（第6版）
- ・自費解体（解体費用の立替えと払戻し）の手引き（第2版）

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/publicly_funded_demolition_and_removal_manual/index.html

（2）令和7年台風15号

令和7年9月4日に種子島の南で発生した台風15号は、4日に高知県宿毛市に上陸、5日に和歌山県北部に再上陸し、東日本太平洋側を東進した。特に宮崎県、静岡県、神奈川県で線状降水帯が発生し、太平洋沿岸部を中心に記録的な大雨となった。また、静岡県牧之原市から吉田町にかけて竜巻が発生し、特に被害の大きかった牧之原市では、住家被害は1,300棟を超えた。

環境省では、同年9月8日から職員のべ9名・日（静岡県牧之原市、吉田町、藤枝市、菊川町、焼津市、藤枝市）を現地に派遣し、現場の状況確認及び仮置場の開設・適切な運用に向けた技術的助言等を実施した。さらに、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）の職員のべ11名・日を牧之原市に派遣し、現場や仮置場状況の確認、ドローンを活用した仮置場状況の撮像や仮置場の適切な運用に向けた助言等による支援を行った。牧之原市では、約40棟の公費解体の実施が予定されており、引き続き工程管理会議への参加等を通じて、市の災害廃棄物処理を支援していく。

（3）令和7年台風22号・23号

令和7年10月8日に発生した台風22号は、急速に発達し、非常に強い勢力を保ったまま9日朝にかけて伊豆諸島に最も接近した。9日明け方から朝にかけて線状降水帯が発生し、伊豆諸島に大雨特別警報が発表され、八丈町（八丈島）では24時間降水量が300ミリを超える記録的な大雨となった。また、同月13日には、たて続けに台風23号が伊豆諸島に最も接近し、伊豆諸島では、台風が接近する前から大雨となり、多い所で11日から13日にかけての総降水量が200ミリを超えた。

八丈町では、令和7年12月25日に「八丈町災害廃棄物等処理実行計画」を策定（令和8年5月31日に第2版を公表）し、災害廃棄物・倒木等の発生

推計量 約 2.2 万トン（うち災害廃棄物 約 0.6 万トン）について、令和 8 年 12 月末完了を目標に、処理を推進しているところ。災害廃棄物等のうち、特に倒木等の処理においては、島内施設の処理能力に鑑み島外搬出を行うとともに、災害廃棄物等を円滑に処理できるよう、八丈町、東京都、東京都環境公社の 3 者で災害廃棄物処理基本協定を締結し、事業実施体制を構築している。

環境省では、同年 10 月 22 日から職員のべ 4 名・日（東京都八丈町）を現地に派遣し、現場の状況確認及び仮置場の開設・適切な運用に向けた技術的助言等を実施した。さらに、JESCO の職員をのべ 10 名・日を八丈町に派遣し、現場の状況確認やドローンを活用した現場状況の撮像を実施し、倒木等の適切な処理に向けた助言等による支援を行った。環境省としては、引き続き東京都とも連携し、必要な支援を行っていく。

2. 廃棄物処理法等の改正等

東日本大震災における経験を踏まえ、大量に発生する災害廃棄物について円滑かつ迅速な処理を実現し、災害廃棄物処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態を防止するため、平成 27 年に法制度の充実を行った（平成 27 年 8 月 6 日施行）。

廃棄物処理法の改正により、災害廃棄物処理に係る基本理念の明確化、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る手続の簡素化等の規定を追加するとともに、同法施行令及び施行規則を改正し、非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の再委託を可能とした。また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）の改正により、大規模災害時における環境大臣による災害廃棄物の処理に関する指針の策定及び廃棄物処理の代行等の措置規定を追加した。

また、本年 6 月には、令和 6 年能登半島地震等の近年の災害における経験を踏まえ、災害廃棄物関連制度も含む廃棄物処理法等の改正を行うこととしている（令和 8 年 6 月 19 日公布。災害廃棄物関連制度は、公布から 3 か月以内に施行）。

これらの詳細は以下参照のこと。なお、改正法施行にあたっては、今後発出予定の施行通知も合わせて参照されたい。

地方自治体におかれては、適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理のため、これらの規定を活用いただきたい。

（１）平成 27 年廃棄物処理法の改正

廃棄物処理法の改正として、平時の備えを強化するための関連規定と、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置を整備した。

① 平時の備えの強化

（ア）災害により生じた廃棄物の処理に係る基本理念の明確化

災害により生じた廃棄物の処理に当たっても、平時と同様、生活環境の保全及び公衆衛生の支障を防止し、適正な処理を確保すること、また、分別、再生利用等により減量化が図られるよう配慮すること。

（イ）国、地方自治体及び事業者等関係者間の連携・協力の責務の明確化

災害廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるためには、被災自治体、地元の事業者、専門家や国が緊密に連携した上で対処することが求められる。このため、災害時における廃棄物処理に関わる関係者の適切な役割分担及び連携・協力に係る責務を規定した。

（ウ）国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充

廃棄物処理法第5条の2に基づき環境大臣が定めることとなっている「廃棄物の減量その他その適切な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」に記載すべき事項として、新たに災害時における関連施策の推進と施設整備に係る事項を追加した。また、同法第5条の5に基づき都道府県が定めることとなっている「廃棄物の減量その他その適切な処理に関する計画」についても、新たに災害時における事項を追加した。

② 非常災害時の廃棄物処理の特例

(ア) 非常災害時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例

市町村が、災害が発生した場合に設置することを予定している一般廃棄物処理施設について、あらかじめ都道府県知事に協議し同意を得ておけば、非常災害が発生した際に、通常は必要な届出後の都道府県知事による基準適合の審査を経ずに施設を設置することができること。

(イ) 非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特例

市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、通常は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者が受託した廃棄物の処分のために設置する一般廃棄物処理施設については、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合と同様に、都道府県知事への届出のみでよいこと。

なお、本特例措置の適用には、施設の立地する市区町村における条例が必要であるため、条例の制定をお願いしたい。なお、すでに条例を制定している先行事例は以下の参考資料の通り。

<参考資料>

廃棄物処理法第9条の3の3に係る災害廃棄物処理の特例措置における自治体の条例制定事例

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/ordinance_example/

(ウ) 非常災害時における産業廃棄物処理施設の活用に関する特例（省令改正）

産業廃棄物処理施設において、その産業廃棄物処理施設で処理する産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物を処理しようとするとき、平時はあらかじめ届け出ることが必要だが、非常災害時において、災害対応のために必要な応急措置として実施する場合は、その処理を開始した後、遅滞なく届け出れば足りること。また、この場合、産業廃棄物処理施設の設置許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものに限らず（廃棄物処理法施行規則第12条の7の16第1項の規定にかかわらず）、当該施設において処理する

産業廃棄物と同様の性状を有する災害廃棄物を処理することができること。

(エ) 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の特例（施行令改正）

一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準において、一律に再委託が禁止されているところ、被災した市町村の事務負担を軽減することによって災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、非常災害時において、市町村が非常災害により発生した廃棄物の処理を委託するときに、市町村及び市町村から委託を受けた者が、環境省令で定める基準（※）を満たす場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができること。

(※) 再委託基準

- ① 日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又再生を委託しないこと。
- ② 再受託者（受託者が市町村からの受託業務を委託する者）が次のいずれにも該当すること。
 - ・委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること
 - ・欠格要件に該当しないこと
 - ・再受託者が受託業務を更に他者に委託（再々委託）しないこと
 - ・一次委託契約書に再受託者となることが記載されていること
- ③ 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。
- ④ 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託する際は、その収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- ⑤ 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと

(2) 平成 27 年災害対策基本法の改正

平成 27 年の災害対策基本法の改正においては、大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する環境大臣による指針の策定を法定化するとともに、大規模な災害時の環境大臣による処理の代行措置を整備した。

この改正においては、大規模な災害が生じ、当該災害による生活環境の悪化を防止することが特に必要であるとして、その災害が政令で指定された場合、環境大臣が当該災害により発生した廃棄物の処理の指針を定めることとした。

また、特別措置法で規定していた環境大臣による廃棄物処理の代行について、大規模な災害が起こった場合の廃棄物処理の特例措置として追加することとした。具体的には、市区町村機能が著しく損なわれるような規模の災害が発生した場合、既に規定している廃棄物処理の特例や近隣自治体への事務委任によってもなお、廃棄物の処理が滞ることも想定されるため、被災市区町村からの要請に基づき、一定の要件に該当する場合に環境大臣が廃棄物処理の代行をすることとした。

(3) 令和8年廃棄物処理法等の改正

廃棄物処理法等の改正により、平時の備えを更に強化するための関連規定と非常災害時における特例措置の拡充に加え、国から委託を受けて自治体の支援を行う専門支援機関を整備する。

また、環境省設置法の改正により、環境省の地方支分部局である地方環境事務所の名称を「地方環境局」に改め、災害廃棄物対策等に係る自治体への支援機能強化を含む、地方支分部局としての効果的な機能発揮を促進していく。

なお、これらの改正の内容を踏まえ、既存のマニュアル等について、順次必要な見直しを行う。

① 平時の備えの更なる強化

(ア) 災害支援協定締結の努力義務の新設

発災時に大量に発生する災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に当たっては、他の自治体や民間事業者の協力を得る必要がある。このため、自治体間や自治体と民間事業者間において災害廃棄物の処理に係る内容を含む協定を締結するよう努めなければならないこととする。

(イ) 市町村が策定する一般廃棄物処理計画への災害廃棄物処理に係る規定事項の追加

発災時の被害の事前予測や仮置場候補地の選定といった事前の準備を促進し、被災自治体の受援体制を早期に確立するため、廃棄物処理法第6条に基づき市町村が定めることとなっている「市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画」について、新たに災害時における事項を追加する。

なお、災害廃棄物処理計画を個別に策定するなど、既に災害廃棄物処理に係る計画を策定済みの自治体については、当該計画によって本規定を満たすものとする。ただし、次回の一般廃棄物処理基本計画の改定の際には、既に策定済の災害廃棄物処理計画と一般廃棄物処理基本計画との連動性を確保するため、一般廃棄物処理基本計画の中で、個別に災害廃棄物処理計画を策定している旨を付記すること。

② 非常災害時における廃棄物処理の特例の拡充

(ア) 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の改正

平成27年廃棄物処理法改正において、災害廃棄物処理の再委託を可能としたが、令和8年廃棄物処理法改正において、非常災害時に一般廃棄物処理計画に従って委託する場合に限り、再々委託を可能とすることとする。

る。

(イ) 非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特例の改正

平成 27 年廃掃法改正において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設については、非常災害時において、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合と同様に、都道府県知事への届出のみでよいこととしたが、令和 8 年廃棄物処理法改正において、政令で定める災害廃棄物の処理を行う生活環境の保全上の支障が生ずるおそれの少ない施設については、生活環境影響調査を実施することなく、設置を可能とすることとする。

(ウ) 災害廃棄物の処分に係る最終処分場の指定制度の新設

平時のうちから災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場を把握し、発災時には災害廃棄物の受入れ先として速やかに調整ができることが求められるため、都道府県知事は、災害廃棄物の処分を行う能力を有すると認められる廃棄物最終処分場を設置している者を、平時のうちに、その申請により指定することができることとする。

③ 国による災害廃棄物対策の推進と専門支援機関の整備

(ア) 災害廃棄物の処理の推進に係る措置の新設

災害廃棄物処理を担う自治体のマンパワー・知見不足を補うべく、国が災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図るための情報及び技術的知識の提供並びに調査研究、技術開発を推進するとともに、その事務を JESCO に委託することができることとする。また、JESCO 法において災害廃棄物に関する事業を追加することで、JESCO が専門支援機関として自治体への支援を担えることとする。

④ その他

(ア) 環境省の地方支分部局である地方環境局の機能・体制強化

環境省設置法の改正により、令和 8 年 7 月 1 日より、環境省の地方支分部局である地方環境事務所の名称を「地方環境局」に改めた。併せて、地方環境局の「資源循環課」を「資源循環・災害廃棄物対策課」に改称し、災害廃棄物対策等に係る自治体支援機能の強化や体制の拡充を行っていく。また、地方環境局長が自らブロック内外の自治体の首長などと日頃から意思疎通を図るとともに、局長を支える次長が分担して関係省庁や関係事業者等とのハイレベルでの調整を行うなど、平時及び発災時における関係者との調整機能を向上させることで、地域ブロックにおける迅速かつ円滑な災害廃棄物処理体制を構築していく。

3. 自治体における災害廃棄物対策及び各種支援

(1) 自治体による災害廃棄物処理に関する計画の策定・改定

東日本大震災以降も毎年全国各地で大規模な災害が起きている。これらの災害では、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、その被災状況に鑑み、環境省職員や D. Waste-Net の専門員からなる現地支援チームを被災地に派遣し、仮置場を巡回して分別方法について助言するなどきめ細かい対応を行ってきた。さらに災害廃棄物対策推進検討会等において、災害廃棄物処理実績を検証し、具体的な災害廃棄物処理計画（発災時において各自治体に対応体制の構築、仮置場の確保、分別の徹底、民間事業者を含めた処理先の確保、他部局及び近隣自治体との連携等の必要事項をとりまとめたもの）の策定・充実及び、適宜の計画改定による実効性向上等の事前の備えの重要性が示された。

令和6年8月に閣議決定された第五次循環型社会形成推進基本計画において、循環型社会形成のための指標・数値目標が設定されており、災害廃棄物対策に関する指標・数値目標は下表のとおり。

指標	数値目標	目標年次
災害廃棄物処理計画策定率	都道府県 100% 市町村 100%	2030 年度
災害廃棄物に係る教育・訓練の実施率	都道府県 100% 市町村 60%	
災害廃棄物処理計画における水害の想定率	市町村 60%	

自治体の災害廃棄物処理計画の策定率は徐々に上昇してきている（都道府県：100%、市町村：90%（令和7年3月末時点））。令和8年廃棄物処理法改正も踏まえ、災害廃棄物処理に係る計画が未策定の自治体においては、一般廃棄物処理計画への災害廃棄物に係る項目の追加か、独立した災害廃棄物処理計画の策定等について、早急に対応いただきたい。また、既に策定済みの自治体においても、より実効性の高い処理計画に見直していくとともに、自治体内で発災時に速やかに対応できるよう訓練や研修等を一層実施いただきたい。

災害廃棄物処理に関する計画の策定・改定にあたっては、以下も参照いただきたい。

<参考資料>

災害廃棄物処理計画策定・点検ガイドライン

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/planning_and_inspection_guidelines/index.html

災害廃棄物対策グッドプラクティス集

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/strengthening_measures/municipal_measures/pdf/r4.3_goodpractice.pdf

（２）災害廃棄物処理計画策定・改定支援事業の実施

令和７年度から、災害廃棄物処理計画策定・改定における地方公共団体のマンパワー不足、専門知識の不足への対応に加え、都道府県と市町村の災害廃棄物処理計画の連動性を高めることで発災時の対応力向上を図る観点から、地方環境局を中心として、全国８ブロックそれぞれ都道府県を選定し、都道府県を中心とした市町村の災害廃棄物処理計画の策定率向上及び実効性確保のモデル事業を実施している。令和７年度は計 92 自治体への支援を行った。引き続きこうしたモデル事業を実施していくとともに、今後は令和８年廃棄物処理法等の改正により措置する専門支援機関による計画策定・改定に係る支援も予定している。これら支援の活用について、必要に応じ、所管の地方環境局にご相談いただきたい。

（３）災害時における一般廃棄物処理事業の継続性の確保

発災時においては、災害廃棄物処理のみならず、通常の一般廃棄物の処理が継続的かつ確実に実施されることが、公衆衛生の確保及び生活環境の保全の観点から極めて重要となる。

このため、各市区町村におかれては、平時の備えとして、災害時において市区町村（市区町村自らのほか、市区町村の委託を受けた者（委託業者）や市区町村の許可を受けた一般廃棄物処理業者（許可業者）を含む）が一般廃棄物処理（収集・運搬及び処分・再生）事業を継続するための実施体制、指揮命令系統、情報収集・連絡・協力要請等の方法・手段等の事業継続計画を検討し、一般廃棄物処理計画や災害廃棄物処理計画等に反映するとともに、組織としての事業継続能力が維持・改善されるよう、継続的な取組をお願いしたい。

平成 28 年 9 月に改定した「ごみ処理基本計画策定指針」においても、災害時における一般廃棄物処理事業の継続性確保に関する取組の必要性を明記している。今後、令和 8 年廃棄物処理法改正も踏まえ、必要な見直しを行う。

また、環境省では、令和 2 年 2 月に市区町村が災害時初動対応を迅速かつ確実に行うための検討事項及びチェックリスト等を取りまとめたガイダンス文書として「一般廃棄物処理に関する災害時初動対応の手引き」を策定し、さらに近年の災害の経験を踏まえて令和 3 年 3 月に改定し、また、本手引きの普及のための動画の作成も行った。本手引きを御活用いただき、災害に対す

る備えを進めていただきたい。

令和5年6月には、「一般廃棄物処理の安定的な継続のための体制強化について（通知）」（令和5年6月30日付け環循適発第2306302号、環境省環境再生・資源循環局長通知）を発出し、関係者間での連絡体制の確立や訓練の実施等により、その実効性の向上に努めていただくよう、廃棄物処理事業の安定的な継続のために、平素からの備えが重要であることを改めて周知した。

「中長期における持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（令和6年3月29日付け環循適発第24032923号、環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課長通知）においても、長期広域化・集約化計画に災害廃棄物処理体制を含めることを要請している。

過去の災害廃棄物処理事例では、自区域内での処理が困難と判断される場合は、他自治体への広域処理要請が行われたことに加え、一般廃棄物処理事業者団体、産業廃棄物処理事業者団体、建設事業者団体等の民間事業者団体による災害廃棄物処理支援が効果的であった。災害支援協定を有効に活用するためには、関係者との事前検討の深化や平時からの連携強化が重要であることから、令和8年廃棄物処理法改正も踏まえ、自治体は平時から他自治体や民間事業者等と連携の上、具体的な調整の結果を反映した災害支援協定の締結及び内容拡充について検討いただきたい。

<参考資料>

市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画策定の手引き

http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/pdf/jyuen_guidelines.pdf

大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/pdf/R5tebiki.pdf>

市区町村のための業務継続計画作成ガイド

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/chihogyomukeizoku/pdf/H27bcpguide.pdf>

災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/initial_response_guide/

災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応（動画）

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/document_video/

（４）災害等廃棄物処理及び処理施設災害復旧に係る事務処理

近年、大量の災害廃棄物が発生する台風等の大規模災害が多発している。環境省では、こうした災害のために市町村等が実施する災害等廃棄物の処理や被災した廃棄物処理施設の復旧に要する費用に対し1/2の国庫補助を行

っている。また、災害等廃棄物処理について令和6年度は約87市町村等において約820億円（国庫補助金ベース）、令和7年度は約79市町村等において約1,062億円（同）の予算が措置された。

こうした災害廃棄物等に係る財政支援の活用にあたっては、各市町村等より被災の報告をいただき、環境省及び管轄の財務局の立会のもと、災害査定を行うこととなるが、災害査定にあたっては、当該事業の必要性はもとより、根拠資料等が十分整っているかについても審査を行うこととなる。

補助金申請に必要となる報告書等の作成にあたっては、市町村等の実務担当者から「どのように事務手続きを行うのか」「〇〇は補助対象となるのか」等の質問が寄せられることが多々ある。そのため、こうした実務担当者の声を形にするべく、随時、自治体担当者向けの「災害関係業務事務処理マニュアル」を改訂し、各都道府県を通じ市町村等に周知している。

今後とも災害廃棄物処理等に関しては被災市町村等や都道府県と連絡を密にし、被災直後の自治体の負担軽減を図るとともに、自治体が災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うことができるよう環境省としてもできる限りの支援を行っていく考えである。各都道府県におかれては、管内市町村等における、災害等廃棄物の処理や廃棄物処理施設の復旧に当たり、災害関係業務事務処理マニュアルも参考にしつつ、前広に管轄の地方環境局に相談頂きたい。

<参考資料>

災害関係業務事務処理マニュアル

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/subsidy/index.html>

（５）災害廃棄物対策における情報の集約、発信サイト

過去の災害において得られた災害廃棄物処理に係る知見や技術は、今後の対策を検討する上で有用な情報源となるため、各災害において発出した通知や災害廃棄物処理対策に関する情報を、「災害廃棄物処理情報サイト」において集約し発信している。

また、当該サイトには自治体担当者向け情報一覧のページを設けるなど、わかりやすい情報発信を進めている。今後も、関連情報の集約・発信をさらに図っていく。

<参考資料>

災害廃棄物処理情報サイト

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/

自治体担当者向け情報

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/strengthening_measures/

災害廃棄物情報プラットフォーム（国立環境研究所）

<https://dwasteinfo.nies.go.jp/>

（６）循環交付金等を活用した廃棄物処理システムの強靱化

平成 27 年度より、これまでの循環型社会形成の推進という観点から循環型社会形成推進交付金により行ってきた一般廃棄物処理施設への支援に加えて、災害時の廃棄物処理システムの強靱化及び地球温暖化対策の強化という 2 つの柱を前面に打ち出して支援を充実した。

これは、廃棄物処理施設を、地域の防災拠点として、災害時には自立稼働して地域の災害廃棄物を受け入れ、災害廃棄物の処理に伴い発生するエネルギーを高効率に回収し、公共施設や避難所等に電気・熱を供給できるインフラとし、廃棄物処理システムの強靱性を確保することを念頭に置いたものである。

各都道府県におかれては、同交付金等の活用などを通じて、廃棄物処理施設の強靱化、災害拠点化が図られるよう、管内市区町村への周知、働きかけをお願いしたい。

（７）地域ブロック協議会における取組

地域の災害廃棄物対策を強化するために、地方環境局が中心となり全国 8 か所に地域ブロック協議会を設置し、都道府県や主要な市区町村、地域の民間事業者や有識者等の参加の下、都道府県の枠を超えた地域ブロック内の実効性のある災害廃棄物処理の枠組みの構築を進めている。また、セミナーやワークショップ等を開催し、自治体の災害廃棄物処理計画策定の支援や人材育成、災害廃棄物対策に関する最新の情報提供・共有を継続している。

さらに、大規模災害も想定した平時からの備えとして、災害廃棄物発生量の想定や地域ブロックにおける廃棄物処理に係る計画や対策等の検討を行っており、平成 27 年 11 月に策定した「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を活用し、全ての地域ブロックにおいて、災害廃棄物対策行動計画を策定した。令和 6 年能登半島地震においては、中部ブロック協議会で策定した行動計画により、支援自治体による被災自治体の人的支援や広域処理等が行われた。今後も必要に応じて行動計画の見直しを実施していく予定である。

各都道府県及び各市区町村におかれては、地方環境局が中心となって設置した協議会等において、行動計画の運用や必要な訓練等が実施されるよう引き続き御協力をお願いしたい。

< 参考資料 >

大規模災害時廃棄物対策北海道ブロック協議会

http://hokkaido.env.go.jp/recycle/post_27.html

災害廃棄物対策東北ブロック協議会

https://tohoku.env.go.jp/to_2020/post_154.html

大規模災害時廃棄物対策関東ブロック協議会

<http://kanto.env.go.jp/post.html>

大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会

http://chubu.env.go.jp/recycle/mat/r_8.html

大規模災害時廃棄物対策近畿ブロック協議会

http://kinki.env.go.jp/recycle/web_2.html

災害廃棄物対策中国ブロック協議会

http://chushikoku.env.go.jp/recycle/mat/m_7_1.html

災害廃棄物対策四国ブロック協議会

https://chushikoku.env.go.jp/shikoku/recycle/post_6.html

大規模災害廃棄物対策九州ブロック協議会

https://kyushu.env.go.jp/recycle/page_00040.html

（８）災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）

国が集約する知見・技術を有効に活用し、各地における災害対応力向上につなげるため、有識者、地方自治体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等で構成する人的支援ネットワークを平成 27 年 9 月に発足し、平成 29 年 1 月に一般廃棄物処理業界団体や（公社）日本ペストコントロール協会等、平成 30 年 12 月に（公社）におい・かおり協会と（公財）自動車リサイクル促進センターを追加し、体制を強化している。

D. Waste-Net は、環境省から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、平時、発災時の各局面において支援活動を行うこととしている。具体的には、発災時には、初動対応における災害廃棄物処理体制の構築や処理困難物等に関する技術的助言、復旧・復興対応における災害廃棄物量の推計や災害廃棄物処理実行計画の策定支援等を行い、また、平時には自治体による災害廃棄物処理計画等の策定や人材育成、防災訓練等への支援を行うこととしている。

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害では、正式発足の直前から支援活動を実施し、平成 28 年熊本地震から、直近では令和 6 年能登半島地震及び令和 6 年 9 月 20 日からの大雨など、これまでに 20 程度の災害で支援活動を展開している。

また、D. Waste-Net の平時の取組として、平成 28 年度に（国研）国立環境研究所に「災害廃棄物に関する研修ガイドブック」を策定いただいた。本ガイドブックは、災害廃棄物分野における人材育成の基本的な考え方を取りまとめた「総論編」と、ワークショップ型研修を災害廃棄

物分野で実践する上での留意点や設計の考え方等を示した「ワークショップ型研修編」が策定されている。各都道府県及び各市区町村におかれては、災害廃棄物分野の人材育成の戦略や事業を主体的かつ効果的に考えるための手引きとして、御活用いただきたい。

＜参考資料＞

D. Waste-Net サイト

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/action/d_waste_net/

災害廃棄物に関する研修ガイドブックサイト（国立環境研究所）

<https://dwasteinfo2.nies.go.jp/page/page000009.html>

（９）災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

これまでの災害廃棄物対応においては、災害廃棄物処理を経験した地方自治体職員が、被災地のニーズを踏まえた現場目線で支援を行い、被災地の復旧・復興に大きく貢献してきた一方で、派遣できる人材が具体的に整理されたものが少ない状況であった。

このような背景から、災害廃棄物処理を経験した地方自治体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、平時においては自らがスキルアップを図りながら、発災時に被災地を支援することを目的とした「災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）」を策定した。

令和６年能登半島地震等においては、石川県や富山県、新潟県の被災自治体等に入り現地支援を実施した。平時においても、「災害廃棄物処理支援員」を対象としたオンライン研修などを実施している。今後も災害発生時の体制強化のため、人材バンクの発展に取り組んでいく。令和８年３月末時点において、都道府県から８６名、市区町村から２８２名、合計３６８名の方に災害廃棄物処理支援員として登録していただいている。また、派遣する支援員の活動に対して、情報収集など支援員の補佐を行う「補佐職員」を現地派遣することで、災害対応を経験できることから派遣元自治体の災害対応力向上に繋がることが期待できる。災害廃棄物処理支援員の登録に加え、補佐職員の派遣についても検討いただき、自治体職員の災害廃棄物対応力向上にご協力いただきたい。

（１０）災害廃棄物の撤去等に係る連携

環境省では、近年の災害の経験を踏まえ、今後の災害に備えた防衛省・環境省・自治体・ボランティア・NPO等の関係者の役割分担や、平時の取組、発災時の対応等を整理した連携マニュアルを令和２年８月に策定し、当該マニュアルを関係者に周知して、災害廃棄物の発生に円滑かつ迅速に対応し得るように体制を整備している。

< 参考資料 >

災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/action/cooperation/pdf/cooperation_01.pdf

4. 大規模災害発生時における災害廃棄物対策に関する検討について

(1) 国土強靱化に係る動向

国土強靱化に関する施策の策定、推進に当たっては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」が成立、平成 26 年 6 月には「国土強靱化基本計画」が閣議決定され、平成 30 年 12 月、令和 5 年 7 月に同計画の見直しが行われた。見直し後の同計画において、廃棄物処理については「大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、都道府県、市区町村による災害廃棄物処理計画の策定や見直し、災害時においても自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入も含む、災害に強い廃棄物処理施設の整備、広域的な処理体制の確保、災害廃棄物発生量の推計に合わせた仮置場の確保等と、これらの実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成により、廃棄物処理システムの強靱化を推進していく方針が示されている。

(2) 環境省における検討（災害廃棄物対策推進検討会）

大規模災害は、その被災地域が都道府県内外にまたがる、また隣接する都道府県間のみでは必要な対応が行えない等により、通常災害とは次元の異なる対応が必要となる。このため、国、都道府県、市区町村、民間事業者等の各主体が平時から備えておくべき大規模災害特有の事項について、関係者が一丸となって対策を行っていくことが重要である。

平成 25 年度から平成 27 年度まで「大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会」、平成 28 年度から「災害廃棄物対策推進検討会」として開催し、東日本大震災又はそれ以上の規模の自然災害に備え、災害廃棄物対策に関する各種知見や課題の整理を行うとともに、災害廃棄物処理計画の実効性を向上させるための各種マニュアル等の整備、発災時に地方公共団体を支援するための人的・技術的支援制度の創設・拡充並びに大規模災害に備えた災害廃棄対策の具体化等を継続して進めてきた。

令和 6 年度は、災害支援及び受援の観点から様々な団体にヒアリングを行い、平成 27 年の廃棄物処理法等の改正等により措置された制度などの施行状況等に関する点検や、令和 6 年能登半島地震をはじめとする改正法施行後の災害廃棄物対応の検証等を行い、令和 7 年 3 月に「今後の巨大地震や集中豪雨等の発生に備えた災害廃棄物対策の更なる取組の方向性」をとりまとめた。本とりまとめにおいて示された今後の災害廃棄物対策における各種取組事項については、引き続き本検討会において具体化のための検討を進めていく。

<参考資料>

大規模災害発生時における災害廃棄物対策検討会

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee.html>

災害廃棄物対推進策検討会

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/earthquake/committee2.html>

災害廃棄物対策指針

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/guideline/

各種指針・ガイドライン等

https://policies.env.go.jp/recycle/disaster_waste/guidance/

(3) 南海トラフ地震への対策に関する検討

中央防災会議では、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ沿いで想定すべき最大クラスの地震・津波に対する被害想定を平成24年8月、平成25年3月に公表し、その被害に基づく減災目標を南海トラフ地震防災対策推進基本計画に定めた。同基本計画では、「今後10年間で、想定される死者数を概ね8割減少、建築物の全壊棟数を概ね5割減少」という減災目標を掲げた。令和6年度は減災目標期間の10年を迎えることからフォローアップとして、中央防災会議において、この10年間の防災対策の進捗状況を確認するとともに、近年の社会状況の変化、自然災害等における課題等を踏まえた対応を考慮した被害想定・被害様相の見直し、個人や社会の目指す姿を示した新たな防災対策について検討を行い「南海トラフ巨大地震対策について（報告書）」を令和7年3月に取りまとめている。

南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがある地域の自治体におかれては、引き続き災害廃棄物処理計画の策定・見直しなど、大規模災害を見据えた災害廃棄物対策を進めていただきたい。

<参考資料>

内閣府防災 HP 南海トラフ地震防災対策

<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>

(4) 総務省行政評価局における行政評価勧告

令和4年2月に総務大臣から環境大臣に対して、「災害廃棄物対策に関する行政評価・監視」の結果に基づく勧告がなされた。勧告では、災害廃棄物対策には「事前の備え」が重要であるとした上で、その向上のために、水害も想定した災害廃棄物発生量の推計や、仮置場候補地の選定に向けた地方自治体への効果的な支援などが環境省に対して求められた。

環境省としては勧告を踏まえて、仮置場候補地の選定における課題の把握・検証や、ブロック協議会やセミナーなどを通じた地方公共団体に対する支

援を引き続き進めていく予定であり、令和5年6月（1回目のフォローアップ）と令和7年12月（2回目のフォローアップ）に勧告に対する改善措置状況を回答した。

災害廃棄物処理計画が未策定の自治体におかれては、計画策定による災害廃棄物処理対策の強化を、また、策定済みの自治体におかれても、地震・水害など様々な災害を想定し、計画の実効性を高めるなど、引き続き対策の強化をお願いしたい。

<参考資料>

総務省報道発表 HP 災害廃棄物対策に関する行政評価・監視<結果に基づく勧告>

https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/hyouka_251219000186583.html